

国民年金からのお知らせ

11月は「ねんきん月間」です。
少子高齢化社会を迎えた今、公的年金は老後の生活の大きな支えとなっており、大切な制度です。明るく健やかな老後を送るため、自分や家族の年金について考えてみましょう。

いんぽのときには手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。次のようなときには、市役所または各総合支所で届出の手続きをしてください。

●20歳になったとき

農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金保険に加入していない方が20歳になったとき

●会社を退職したとき

60歳になる前に、会社などを退職したとき

●収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき（収入が130万円以上になったとき）

●配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき

▽手続きに必要なもの

20歳になったときは、社会保険事務所から届いた資格取得届、その他の場合は、年金手帳・認印・資格喪失証明書を持参ください。

年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書が必要

国民年金保険料は、所得税

や市県民税等の社会保険料控除の対象となります。今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ様式）が社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は、①今年1月から10月2日までに納付された

国民年金保険料と、②年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

なお、10月3日以降に初めて保険料を納付された方については、翌年2月初旬に同様

の証明書が送付されます。

●家族の保険料も納めている方は

家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方の所得税や市県民税等の控除対象となります。年末調整等の手続きに、自分の社会保険料の額と合算して申告してください。

なお、このとき、家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も、申告する方の申告書に添付してください。

《再発行等控除証明書に関する問合せ》

▽控除証明書専用ダイヤル

☎0570-00-9911
IP電話専用

▽利用できる期間

11月1日～平成19年3月16日 午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除く）



兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

●11月11日（土）は

午前9時30分～午後4時

●11月6日（月）・13日（月）・20日（月）・27日（月）は

午前8時30分～午後7時

「ねんきんダイヤル」を利用ください

年金に関する相談に、ねんきんダイヤルを利用ください。

●受付時間

午前8時30分～午後5時
（土・日・祝日を除く）

●相談電話番号

▽年金請求などの年金相談
☎0570-05-1165

▽年金を受給中の方の相談
☎0570-07-1165

《問合せ》

▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196
▽市民課市民係または各総合支所市民生活課